1.これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第１期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士１期生が各地に赴任） 法務大臣、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第２項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第２期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	法テラス災害ダイヤル（震災法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）開始



▲法テラス設立記者会見の様子



▲東京地方事務所開設式の様子

法テラスのあゆみ

	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮﨑誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破
令和元年	10月12日	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）
	10月18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和2年10月9日まで）
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「電話等法律相談援助」開始



▲法テラス南三陸開所式の様子



▲多言語情報提供サービスのチラシ

	7月3日～31日	令和２年７月豪雨発生
	7月14日	令和２年７月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和３年７月２日まで）
	7月6日	「外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）」にて、法テラス本部国際室が業務を開始
令和３年	2月19日	Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス業務を開始
	3月31日	「法テラス震災特例法」の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了
	9月3日	コールセンターへの問合せ件数が累計で500万件を突破
令和４年	3月29日	法務大臣、第５期中期計画を認可
	3月31日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等を活用した相談のうち、DV等被害者電話等相談援助が終了
	4月1日	丸島俊介理事長就任 高齢者や障がい者など、既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とする「通常電話等相談援助」開始 平常時も利用可能な「DV等被害者電話等相談援助」開始 犯罪被害者支援ダイヤルにフリーダイヤルを導入
	11月11日	特定施策推進室新設
	11月14日	霊感商法等対応ダイヤル開設
令和５年	1月11日	全国統一教会被害対策弁護団との連携協定締結
	3月31日	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大対応としての電話等相談」及び「通常電話等相談援助」が終了
	4月1日	電話等相談援助開始
	10月2日	法テラス法律相談Web予約サービスの全国実施
令和６年	1月1日	令和６年能登半島地震発生
	1月11日	令和６年能登半島地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和６年12月31日まで）
	3月6日	コールセンターへの問合せ件数が累計で600万件を突破
	3月19日	「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」の全面施行により、「特定被害者法律援助業務」開始
	4月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	9月20日～23日	令和６年奥能登豪雨発生
	12月16日	法テラスで初めてクラウドファンディングを実施（令和７年２月14日まで）
	12月25日	令和６年奥能登豪雨の被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和７年９月19日まで）



▲令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨被災者支援として「法テラス号」を活用した相談を実施



▲クラウドファンディングホームページ

2.令和７年度の主な出来事

令和７年　４月１日

東京都と連携した若年者支援の取組

東京都が設置した悩みを抱える若年者等を支援するための総合相談窓口「きみまも＠歌舞伎町」に、常勤弁護士を派遣し、情報提供業務の一環として、法制度の説明や適切な相談窓口を案内する取組を本格開始した。



令和７年　４月５日
～令和８年 ３月14日

ワンストップ相談会を全国各地で実施

令和７年度も令和６年度に引き続き、「霊感商法等」「犯罪被害等」「ひとり親家庭等」「闇バイト脱出」などをテーマとし、弁護士、心理専門職、社会福祉士、警察官等多様な専門家が相談に応じるワンストップ相談会を開催した。

令和８年 １月13日

犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）の開始

「犯罪被害者等支援弁護士制度」の創設を内容とする改正総合法律支援法の施行を受け、殺人や性被害などの犯罪被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による包括的・継続的な支援を受けられる援助を開始した。

２月24日

日本司法支援センター20周年記念式典を開催

令和８年４月10日に設立20年を迎えるに当たり、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と共催で記念式典を開催した。

20th ANNIVERSARY

３月31日

東京三弁護士会と連携した若年者支援の取組

「きみまも＠歌舞伎町」利用者を適切な法律支援につなげるため、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会との間で連携に関する覚書を締結した。